

教育委員会会議の概要（令和8年7月定例会）

◆ 日 時 令和8年7月29日（水）午前9時00分から午前10時11分まで

◆ 場 所 教育局 第1会議室

◆ 出 席 者

教 育 長	天 野 元	出席
委員・教育長職務代理者	佐 藤 淳 一	出席
委 員	庄 司 弘 美	出席
委 員	長谷川 真里	欠席
委 員	永 富 良 一	出席
委 員	松 野 大 二 郎	出席
委 員	高 橋 知 子	出席

◆ 会議の概要

1 開 会

2 議事録の承認 6月定例会

3 議事録署名委員の指名 松 野 委 員

4 報 告 事 項

（1）市議会報告について

（総務課長 報告）

資料に基づき報告

（2）教職員の働き方改革に関する取組の実施報告

（働き方改革推進室長 報告）

資料に基づき報告

永 富 委 員 資料について、1番の時間外在校等時間なのだが、コロナ禍の影響で様々な業務がオンラインでできるようになってきている。そういったオンライン業務だとか、あるいは本当に問題視すべきは持ち帰って仕事することだと思うが、そういう点については、ここからどういうふうに取り上げればよろしいのか。

働き方改革推進室長 時間外在校等時間については、令和5年度41時間というところから7時間程度減っている。こちらについては、各学校で様々な取組を行っていて、例えば中学校だと、校長先生のほうで保護者への説明をして4時45分までで完全下校にしている学校があったり、また職員会議の回数を減らすなど、これまでの取組から少し見直しを図っているところである。一方で、やはり家庭の事情などもあり、家庭で介護や育児があ

るため学校に残って仕事ができないということで、やむなく業務を持ち帰っているという職員もいる。持ち帰り業務の時間については、我々のシステムなどで時間を把握することができないので、そこについては持ち帰り業務が発生しないように、時間外在校等時間の削減とともに、取り組んでいく必要があるものと認識をしている。

永 富 委 員 おそらく持ち帰ること自体が問題ではなく、業務を持ち帰らざるを得ないぐらい業務量、それがやっぱりその方の能力に応じて違ってくる。そこら辺をどういうふうに管理するかということが問題になるかなと思う。資料の1ページ下のほうのストレスチェックからすると、満足度、ワークエンゲイジメントの値が上がっていない。これはばらつきもすごく気になるところだが、そうすると、時間外在校等時間が改善しているということが本当に意味のある改善なのかなというのが少し疑問に思えるところである。したがって、こどもたちのほうのデータについても、個人のひもづけがあるとそういう様々な分析ができるわけだが、教員についても同じことが言えるのかなと思った。結果からうまく読み取るための仕組みづくりが必要なように思った次第である。

働き方改革推進室長 時間数だけではなくてやはり満足度という、働きがいという部分が、我々が実際に学校に行ってお話を聞いたりすると、気になっている現場の方々はいらっしゃるので、いかに時間外を減らしつつ、満足度を上げられるかというところは、分析の仕方も含めて検討していきたいと思う。

佐 藤 委 員 本当にご苦労さまです。大いに期待したいところである。とにかく1秒を削り出せじゃないが、まず量的なものとしての分でどれぐらい削れるものがあるのかということではないか。些細なことでも一つ一つやっていくときなんだろうなというふうに思っている。それから、質的な部分では、教員の負担感に通じるものをどのように減少させていくかということで、教員がいかに実感として持てるかどうかというところが一番大きいわけで、これだけの取組をしているということをしっかり周知し、教員が、こういうふうに教育委員会が手を打っているということを分かってもらうのも一つだと思うし、この間も話したが、教員側の意識改革というものも非常に大事なんだろうなということを感じている。

細かいところで、通話録音機能の付与について、非常に効果的だとか、非常にいい成果が今寄せられているということで、令和8年度は70校ということだが、もう少しスピード感をというところとか、これぐらい物理的で簡単なことなのにできないことが少しもどかしいのだが、いかがか。

働き方改革推進室長 通話録音機能の付与については、電話交換機の更新のタイミング等、予算の関係も含めての部分というふうに聞いている。また、物価の高騰や人件費の高騰、電話を取り扱う業者の人手の問題もあり、小中200校全部を一気にというのが難しいというふうに担当課のほうから聞いている。ただ、佐藤委員がおっしゃるように、かなり効果があるという昨年度のモデル校での声があるので、なるべく早めに付与をしていきたいと思っている。学校の中でも実際やったところの声が教員同士で伝わっている部分もあるので、現在学校からも、うちの学校につけてほしいという問合せもやはり来ている。なるべくそういった声に応えられるように担当課と連携して取り組んでいきたい。

佐 藤 委 員 ぜひ、教師の負担感とかストレスの大きい理由の一つは保護者対応なので、それに対してこういうものが設置されていると、後々共有するにしても、何かするにし

でも、非常に心強いことだと思う。それでいくと、それは物理的なものとして、もう一つは、クレーム対応に対して、各自治体ではかなり踏み込んだ形でやっているところもあるが、本市ではそういうことに対して、マニュアル化とか、あとは時間を完全に切ってしまうとか、いろいろなことがあると思うのだが、それに対しては何か対応というのはあるのか。

働き方改革推進室長 クレーム対応については、現在市役所と教育委員会の事務局についてはカスハラ対応マニュアルというものはあるのだが、なかなか学校現場にそのまま適用するのは難しいということで、今総務課を中心に学校版のほうの策定を進めている。先日も学校に対してヒアリングをして、今年中には策定をして学校のほうに周知をできるように進めているところである。

佐 藤 委 員 教員が子どもたちと向き合い、教材研究もして授業の充実化を図れるような、生き生きとした学校づくりをぜひサポートしてあげてください。よろしくお願いします。

高 橋 委 員 こちらのいわゆる教員の皆様方の働く現場での様々な改革、労務だったり様々あると思うのだが、小規模や中規模の企業でも就業規則というものがあるにもかかわらず、その働く者がそれをしっかり見られないとか、見たことがないとか、そういうことがあって、何かあったときに見て知るという場面が結構多いかと思うので、これだけの取組があるということを教員の皆様がすぐ見られるような環境だったり、体制だったり、そういうのがあるとすごく安心して働けるというところにつながっていくのではないかなと思う。本当に細やかに書かれてあるところが、もうぜひ一人でも多くの教員の方々に届けばいいなと思っている。

働き方改革推進室長 実際昨年度から働き方改革通信というものを不定期にやっているのだが、今年度はなるべく回数を増やして、こんな取組をしている、こんな指針をつくって今こういう取組をしているというのを学校に送付をして回覧いただくようにしているので、大分一般の教員の方々にも興味を持っていらっしゃる方は多いかと思うので、そういった方々を増やしていけるように取り組んでまいりたいと思う。

永 富 委 員 各取組があつて、一部モデル校でやっているということなのだが、もしそうだとすると、例えばモデル校でよかったというさっきの話、現場の話あつたが、もしそうであれば、それが例えばストレスチェックの指標に影響するかどうかというのは、モデル校とそうじゃないところと比べてみると、もしかしたら差が出るかもしれないのだが、そういうこともやられてみるといいのかなと思う。

働き方改革推進室長 ぜひご意見いただいた分析の仕方も考えてみて、やれるところからやっていきたいと思う。

庄 司 委 員 自動翻訳ツールの整備のところで、令和7年度は35校に導入ということで、令和8年度は実態を把握してみても増設を検討ということなのだが、実際にはどれぐらい増える予定とか、そういった実数、もし分かれば教えていただければと思う。

働き方改革推進室長 今年度の貸与校をどこまで増やすかというところは、現在ヒアリング等によって実態を把握しているので、具体的な数字は調整中というところである。こちらについても、ある程度把握できたタイミングでご報告をさせていただければと思う。

5 協 議 事 項

令和9年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について

(教育指導課長、特別支援教育課長 説明)

資料に基づき説明

付議事項第 15 号議案として提出することについて了承

6 付 議 事 項

第 15 号議案 令和 9 年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について
(教育指導課長、特別支援教育課長 説明)

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 16 号議案 令和 9 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援
学校高等部用教科用図書の採択について
(高校教育課長 説明)

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 17 号議案 仙台市いじめ問題専門委員会委員の委嘱等について
(秘密会)
(児童生徒安心課長 説明)

資料に基づき説明

原案のとおり決定

7 閉 会

(協議事項説明要旨)

教 育 長 次に、協議事項に入る。本日の協議事項は1件である。令和9年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について、本日は特別支援学校、特別支援学級で使用する一般図書について協議する。

本日使用する資料だが、別紙「令和9年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針」以外の資料については、採択手続終了まで非公開としており、そのため傍聴においでの皆様には、本日の資料を配付しないこととしている。教育委員会議事録が確定次第、当該資料を市政情報センターにおいて閲覧できるようにするのでご了承願う。

なお、資料1「教科書の採択に係る基本方針」、資料2「令和9年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準」、資料3「令和9年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）選定資料」については、宮城県教育委員会ホームページに同一の資料が掲載されている。

はじめに、今年度の教科用図書採択について、教育指導課長から説明をお願いする。

教育指導課長 令和9年度使用の教科用図書の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、文部科学省及び宮城県教育委員会から示された通知に則り、公正かつ厳正に適切なものを採択することとしている。

6月の臨時教育委員会において、今年度の教科用図書の採択方針について議決いただき、小学校用教科用図書、中学校用教科用図書、特別支援学校用教科用図書については、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択することとなっている。

本日までご審議いただく内容は、令和9年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書のうち、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書になる。特別支援学校、特別支援学級で使用する一般図書については、学校教育法附則第9条の規定により、毎年、教育委員会で審議採択をすることになっていることから、調査研究委員会や協議会等を開催し、教育委員会での審議を行い、教科の主たる教材としての教育目標の達成上、適切な図書を採択することとなる。

今年度の教科用図書の採択についての説明は以上である。

教 育 長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はあるか。

(質疑なし)

教 育 長 それでは、次に特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書について、特別支援教育課長より説明をお願いします。

特別支援教育課長 特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書について説明する。

資料4「令和9年度使用仙台市立特別支援学校及び特別支援学級教科用図書学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）一覧（案）」をご覧いただきたい。

こちらの資料は、教育委員会事務局が作成した採択候補の一覧である。1ページ目には、今年度、宮城県が新規採択候補とした図書と、仙台市が独自に新規採択候補とした図書を記載している。また、2ページから6ページには、令和7年

度に採択し、今年度も継続して採択候補とした図書を記載している。

まず、1 ページ目の「新規採択候補」について説明する。上段の3つの表が、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級、下段の3つの表が、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級を示しており、それぞれ、県の新規採択候補と、仙台市独自の新規採択候補に分けて記載している。小学部・小学校の新規採択候補は、通し番号78番を除く、合計6冊、同様に、中学部・中学校の新規採択候補は7冊となっている。

なお、通し番号78番については、昨年度、すでに仙台市独自採択候補としていたため、本市としては、継続採択候補本として扱っている。

つぎに、2 ページ以降の、「継続採択候補」について説明する。2 ページから4 ページまでが、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の採択候補を示しており、合計106冊、となっている。また、5 ページと6 ページが、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級を示しており、合計64冊となっている。

2 ページに戻り、表の一番左端の欄にある「通し番号」の2番をご覧ください。「種目」の欄に「生活／(スラッシュ) 道徳」と2つの種目が書かれている。これは、生活の教科用図書としても、また、道徳の教科用図書としても、どちらでも使えるということを表している。その右隣の「小2」という記載は、令和9年度の「表示番号」であり、「小」の字は、小学部・小学校を表している。また、この部分に「中」という字が記載されている場合は、中学部・中学校を表している。

さらに、「小2」のように、「小」の字に続いて、数字が書かれているものについては、資料3の宮城県教育委員会から示された「一般図書選定資料」を参考に選定した図書であることを表している。一方で、2 ページの表の一番下、通し番号35番のように、「小A」と、アルファベットが書かれているものについては、仙台市教育委員会事務局が、独自に採択候補とした図書として、区別している。

続いて、資料5をご覧ください。

こちらは、資料4に掲載した図書について、調査研究委員会で調査研究を行った結果をまとめた報告書である。仙台市採択の観点に則り、図書の調査研究を行った結果、「採択候補として適さない」との意見が出された図書が1冊ある。資料の一番後ろのページ、33ページをご覧ください。そちらに掲載している、「ミーミとクークのあか・あお・きいろ」である。右端の「所見」の欄には、図書としての良さがあるものの、教科用図書として扱う場合の課題が記されている。

この報告を受けて、教科用図書協議会において、この図書の取扱いについても協議がなされた結果、教科用図書協議会から報告された、採択候補本の一覧が資料6の別添「令和9年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）一覧」となっており、先ほど申し上げた「ミーミとクークのあか・あお・きいろ」は採択候補本から外れている。

協議における委員の意見等につきましては、資料7「令和8年度仙台市立義務教育諸学校教科用図書協議会 議事録」をご覧ください。3 ページ以降に協議における各委員の意見が記載されている。調査研究委員会報告書の内容に同意する意見が出され、現在は「はだいろ」という表現ではなく、「うすだいだい」「ペールオレンジ」などの使用が一般的になっているということ、また、時代の変化を受け止め、多様性への配慮が必要であるということについて指摘があり、この図

書については採択候補本として適さないとの結論がとりまとめられた。

説明は以上である。それぞれの図書については、この後の閲覧時間に内容等をご確認いただきたい。

教 育 長 それでは、閲覧の前にご質問、ご意見はあるか。

(質疑なし)

教 育 長 よろしければ閲覧に入りたいと思うが、閲覧時間は9時 45 分を目途とし、その後協議を再開したいと思う。それでは、よろしくお願いします。

(図書閲覧 午前9時35分～午前9時45分)

教 育 長 それでは、協議を再開する。

特別支援学校、特別支援学級で使用する一般図書について、これまでの説明や閲覧を踏まえて、ご質問、ご意見はあるか。

(質疑なし)

教 育 長 それでは、資料4に示された図書のうち、通し番号74小56「ミーミとクークのあか・あお・きいろ」、これを除いた一般図書全てを採択候補とする方向でよろしいか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議がないようであるので、ただいま協議いただいた内容を採択理由として、事務局で整理したいと思う。

ついては一旦休憩をはさみ、付議事項第15号議案「令和9年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について」として審議をいただく。